

「新潟県食品衛生法施行条例」の一部改正等（案）についての概要

令和 2 年 9 月 25 日
新潟県福祉保健部生活衛生課

1 改正の背景

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号、以下「新法」という。）の公布により、営業許可業種の再編及び営業届出制度の創設が行われます。これにより、新潟県食品衛生条例で規定している許可業種及び届出業種が、新法の許可業種又は届出業種として取り扱われます。

また、現行で、都道府県条例で定めることとされている「営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準」（以下「基準」という。）が、新法では、食品衛生法施行規則で規定された基準を参酌（十分に参照）して条例で定めるよう改正されました。

2 改正の内容

(1) 新潟県食品衛生条例の廃止

新潟県食品衛生条例で規定している許可業種及び届出業種が、新法の許可業種又は届出業種として取り扱われることを踏まえ、本条例を廃止します。

但し、本条例で規定している一部の業種については、一定期間従前の制度が適用される経過措置を設けることを検討しています。

(2) 新潟県食品衛生法施行条例の改正

現行の基準について、食品衛生法施行規則に規定された基準のとおりに改正します。

但し、施行期日以降も従前の営業許可の有効期間がまだ残っている場合、有効期間の満了まで当該営業許可は有効であり、その場合は従前の基準が適用されます。

また、臨時的営業、及び市場等定置営業等の一部の許可業種については、公衆衛生上支障が無いと認められる範囲で、現行と同様に改正後も基準の緩和又は省略を設けることを検討します。

3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日